

令和5年度 第2回山北町農業委員会総会 会議録			
召集年月日	令和5年5月25日(木)		
召集場所	山北町役場防災対策室		
開・閉会日時	開会	令和5年5月25日 午前9時30分	
	閉会	令和5年5月25日 午前10時30分	
応(不応) 招委員 及び出席並びに欠席委員 出席 9名 欠席 2名 (凡例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏 名	出欠等の別
	1番	杉山 照枝	○
	2番	二宮 慶晃	△
	3番	磯崎 加代子	○
	4番	細谷 晋之	○
	5番	三尋木 重夫	○
	6番	高杉 光男	○
	推進委員 山北地区	瀬戸 利男	○
	推進委員 向原地区	遠藤 隆雄	○
	推進委員 岸地区	田渕 康男	△
	推進委員 共和地区	杉本 君雄	○
	推進委員 清水地区	山崎 貞和	○
会議録署名委員	3番	磯崎 加代子	4番
出席した事務局	事務局長	事務局員	中村、瀬戸
会議に付した案件	別紙のとおり		
会議経過	別紙のとおり		

山北町農業委員会第2回総会会議録

令和5年5月25日

1 開会

2 議事録署名人

3 議案

議長 : 農地法3条の規定による許可申請について事務局から説明願います

事務局 : 1ページをご覧ください。議案第2号農地法3条の規定による許可申請について説明します。本案件は、議案第3号の農地法3条と関連しており、約100年前に口約束で農地の交換をしていましたが、今回、所有権移転登記をして所有者をはつきりさせることを目的に出されたものです。申請地は [REDACTED] の [REDACTED] m²です。譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED] です。

2ページから10ページが申請書です。それでは2ページをご覧ください。今回、所有権を移転します。対価は [REDACTED] です。

5ページをご覧ください。権利移転後は露地野菜を作るときいています。対象地は、譲受人の [REDACTED] です。

6ページをご覧ください。譲受人は現在、[REDACTED] として働いていますが、[REDACTED] 対象地があるため農作業の年間従事日数も満たせています。

11ページが全部事項証明書です。

12、13ページが位置図です。[REDACTED] に対象地があります。

14ページが公図兼写真方向図です。

15、16ページが遠藤推進委員に現地確認していただいた時の写真です。

ご覧のとおり自宅の坪に囲まれていることを確認しました。県農地課の担当者に坪に囲まれてるが農地法上問題がないか聞いたところ、特に違反でもないので問題がないとのことでした。現在、柑橘類が1本植えてあり、今後は空いているスペースに野菜を植えるとのことです。以上です。

議長 : 現地を確認した遠藤推進委員から何かありますか。

遠藤推進委員 : 農地として管理されているので、特に意見はありません。

議長 : 何か意見はありますか。(特に意見なしの声) こちらは、議案第3号と関連しているので、その説明を聞いてから結論を出しましょう。それでは事務局から説明願います。

事務局 : 17ページをご覧ください。議案第3号農地法3条の規定による許可申請について説明します。申請地は [REDACTED] の [REDACTED] m²です。譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED] です。

18ページから26ページが申請書です。それでは18ページをご覧ください。今回、所有権を移転します。対価は [REDACTED] です。

21ページをご覧ください。現在、対象地は柑橘類を栽培しています。対象地は、譲受人の自宅から車で2分です。

22ページをご覧ください。譲受人の農作業従事日数は150日と要件をみたしています。

27 ページが全部事項証明書です。

28、29 ページが位置図です。先ほどの申請地の周辺に対象地があります。

30 ページが公図兼写真方向図です。

31、32 ページが遠藤推進委員に現地確認していただいた時の写真です。ご覧のとおり柑橘類の畑として適正に管理されていることを確認しました。以上です。

議長 : 現地を確認した遠藤推進委員から何かありますか。

遠藤推進委員 : 柑橘畑として管理されているので、特に意見はありません。

議長 : 何か意見等はありますか。(特に意見なしの声) 特に意見がなければ、承認の方は举手をお願いします。(全員) 举手。よって議案第2号、第3号は承認されました。続きまして、議案第4号について事務局から説明願います。

事務局 : 33 ページをご覧ください。議案第4号農地法5条第1項の規定による許可申請について説明します。申請地は、[REDACTED] の合計 [REDACTED] m²です。[REDACTED]

[REDACTED] から [REDACTED] へ所有権を移転します。転用目的はテント倉庫の建設です。転用理由は、[REDACTED] の隣接地に [REDACTED] の保管場所が必要なためです。

34 ページが申請書です。令和5年7月1日から12月20日まで工事を行います。

35、36 ページが全部事項証明書です。

37、38 ページが位置図です。[REDACTED] の周辺にあります。

39 ページが公図です。40 ページが土地利用計画図兼写真方向図です。

41 ページがテント倉庫の参考図です。イメージとしましては、[REDACTED] [REDACTED] のようなものを造る予定です。

42 ページが工程表です。7月初旬に町の開発部局と協定を結び、その後建築確認、茶畑の伐根等の敷き均し工事を行い、12月20日までに工事が完了する予定です。

43 ページから45 ページが山崎推進委員に確認していただいた時の写真です。お茶は4年ほど管理していなかったため背丈ほどの高さになっていることを確認しました。また隣接地には農地がないため耕作への影響がないことを確認しました。以上です。

議長 : 現地を確認した山崎推進委員から何かありますか。

山崎推進委員 : 周りに農地がないので、問題がないと思います。

議長 : 何か意見はありますか。(特に意見なしの声) 意見がなければ承認される方は举手をお願いします。(全員) 举手。よって議案第4号は承認されました。続きまして、議案第5号について事務局から説明願います。

事務局 : 46 ページをご覧ください。議案第5号農地法5条申請第1項の規定による許可申請について説明します。申請地は、[REDACTED] の [REDACTED] m²です。[REDACTED]

[REDACTED] から [REDACTED] に所有権を移転します。転用目的は宅地造成で、転用理由は住宅1棟分の住宅敷地として売り出すためです。

47 ページが申請書です。令和5年7月10日から令和5年9月30日まで工事を

行います。48 ページが全部事項証明書です。

49、50 ページが位置図と拡大図です。[REDACTED] に申請地があります。

51 ページが公図です。52 ページが土地利用計画図兼写真方向図です。[REDACTED] 側には鉄筋コンクリート擁壁をつくり、[REDACTED] はコンクリートブロックの 3 段積みをします。

53 ページが工程表です。

54、55 ページが田渕推進委員に確認していただいた時の写真です。3 年ほど耕作していない状態でした。3 月に [REDACTED] をする時に、宅地造成されることを説明しており、多少日当たりが悪くなることについて了承してもらっています。以上です。

議長 : 何か意見等はありますか。（特になしの声）特に意見がなければ、承認の方は挙手をお願いします。（全員）挙手。よって議案第 5 号は承認されました。続きまして、非農地証明について事務局から説明願います。

4 その他

事務局 : 56 ページをご覧ください。非農地証明について説明します。申請者は [REDACTED] です。対象地は [REDACTED] の [REDACTED] m² です。

57 ページが全部事項証明書です。

58、59 ページが位置図、拡大図です。[REDACTED] 周辺にあります。

60 ページが公図兼写真方向図です。

61 ページから 63 ページが田渕推進委員に確認していただいた時の写真です。ご覧のとおり [REDACTED] になっていることを確認しました。[REDACTED] については昭和 33 年に建築、[REDACTED] については、当初昭和 41 年に [REDACTED] として建築されたとのことです。以上です。

議長 : 何か意見等ありますか。

三尋木委員 : 土地全体が倉庫になっているが非農地証明で問題はないのか。農地法の申請はしなくて問題ないのか。

事務局 : 最初、農地に住宅を建てるという話を聞いた時に農地転用を考えていましたが、県に相談した際に、現状がすでに農地ではないので、転用の申請ではなく非農地で対応したほうがいいのではないかという意見をいただきました。また農業用倉庫は 2 アールまで許可不要となっており、昭和 33 年に [REDACTED] が建築された時点で、[REDACTED] の内その分が転用されていると考え、また昭和 41 年に [REDACTED] が建築された時に残りの面積が転用されたと考えられるので、適切に転用されているとのことでした。

議長 : その他何か意見はありますか。特になればもう 1 件の非農地証明について事務局から説明願います。

事務局 : 64 ページをご覧ください。2 件目の非農地証明について説明します。申請者は [REDACTED] です。対象地は [REDACTED] の [REDACTED] m² です。

65、66 ページが全部事項証明書です。

67、68 ページが位置図、拡大図です。

69 ページが公図兼写真方向図です。

70 ページから 72 ページが杉本推進委員に確認していただいた時の写真です。ご覧のとおり、林道の一部になっていることを確認しました。以上です。

議長 : 現地を確認した杉本推進委員から何かありますか。

杉本推進委員 : 何十年も前から現在と同じような形で使用されているので、特に意見はありません。

議長 : 何か意見はありますか。(特に意見なしの声) その他、特になければ次回総会の日程を決定したいと思います。次回は 6 月 26 日 9 時 30 分からということでおろしいでしょうか。

全員 : 異議なし。

議長 : では次回総会は、当日程ということでよろしくお願いします。

5 閉会

議長 : これで山北町農業委員会総会を閉会します。(10:30)